

<p><b>Q. 今回のオンライン資格確認に併せてオンライン請求も実施しようと考えています。オンライン請求関係の部分についても補助対象となりますか。</b></p>	<p>A. オンライン資格確認のために院外ネットワークを敷設し、そのネットワークをオンライン請求と共用する場合の初期費用などが補助対象となります。</p>
<p><b>Q. 保険医療機関等ごとに設定されている現物提供の対象台数を超える顔認証付きカードリーダーを購入した場合は、補助金の交付対象となりますか。</b></p>	<p>A. 現物提供の対象台数を超えた分は、実施要領第2の1(2)に該当し、1/2又は3/4の補助率による補助の対象となります。</p>
<p><b>Q. 顔認証付きカードリーダーを導入せずに、汎用カードリーダーを購入し、オンライン資格確認のためのシステム改修をした場合は、補助金の交付対象となりますか。】</b></p>	<p>A. 顔認証付きカードリーダーを導入しない場合は、オンライン資格確認のシステム改修に要する費用等を含め、全て補助金の交付対象外となります。（なお、顔認証付きカードリーダーの予備として汎用カードリーダーを整備する場合は、当該汎用カードリーダーも含めて、実施要領第2の1(2)に該当します。）</p>
<p><b>Q. 9.9万円を超える顔認証付きカードリーダーは、第2の1(1)及び2の提供対象として支払基金に申し込みはできませんが、第2の1(2)の補助対象となりますか。【2020.7.3厚生労働省Q&amp;A】</b></p>	<p>A. 対象となりません。下記の補助金対象一覧をご参照ください。</p>
<p><b>Q. 顔認証付きカードリーダーを導入しない場合は第2の1(2)も補助されないとのことですが、仮に9.9万円を超える顔認証付きカードリーダーを、支払基金を通さずに購入した場合には、顔認証付きカードリーダー以外の費用であるシステム改修費用等を第2の1(2)の対象として補助金申請してよいでしょうか。</b></p>	<p>A. 9.9万円を超える顔認証付きカードリーダーであっても自己負担で導入した場合には、オンライン資格確認のシステム改修に要する費用は、実施要領第2の1(2)に該当し、補助金の交付対象となります。</p>
<p><b>Q. 補助金の交付対象となるオンライン資格確認等の導入に必要な機器の導入やシステム改修等を行った後に発生した機器の故障等の対応費用は、補助金の交付対象となりますか。</b></p>	<p>A. オンライン資格確認の導入及び導入に伴うシステム改修等に必要な費用の補助を目的としていますので、導入後に発生した機器の故障等の対応業務に関する費用は、補助金の交付対象外となります。</p>
<p><b>Q. オンライン資格確認の導入を実施するために、未導入であったレセプトのオンライン請求の回線環境を導入した場合、補助金の交付対象となりますか。</b></p>	<p>A. オンライン資格確認に必要な回線のため、補助金の交付対象となります。なお、オンライン資格確認の導入に関わりなく単にオンライン請求の回線環境を導入する場合は、補助金の対象外となります。</p>
<p><b>Q. システム改修後の業者からの現地指導は、補助の対象となりますか。</b></p>	<p>A. システム改修後の現地指導も補助の対象となります。例えば、令和3年10月から開始される薬剤情報の閲覧に必要な現地指導に要する費用も補助の対象となりますが、補助金申請時に領収書、領収書内訳書の添付が必要です。このため、現地指導に要する費用を請求する場合には、現地指導を行ったのち実施要領第2の1(2)の費用としてシステム改修経費と併せて申請を行ってください。（将来必要となる現地指導の経費を予め申請することはできません。）</p>

<p><b>Q. オンライン資格確認や特定健診情報の閲覧は令和3年3月から、薬剤情報の閲覧は令和3年10月から開始されます。このため、先にオンライン資格確認及び特定健診情報の閲覧の導入に関するシステム整備を行い、薬剤情報の閲覧に必要となるシステム整備は追って対応するという段階的な導入を検討していますが、その場合、補助金の交付申請を複数回に分けて実施することは可能でしょうか。</b></p>	<p>A. 二重請求防止等の観点から、同一保険医療機関等における複数回申請は認めておりません（2回目以降の申請は、補助金の交付対象事業であっても不交付決定になります）。このため、オンライン資格確認等の導入を段階的に実施いただく場合でも、補助金の交付申請は、実施要領第2の1の全ての交付対象事業完了後にまとめて実施してください。</p>
<p><b>Q. 保険証の個人を識別する2桁の番号追加対応に係るレセコンのシステム改修は、補助金の交付対象となりますか。</b></p>	<p>A. 補助金対象外です。ただし、オンライン資格確認システムとの連携に必要な部分（例えば、翌日予約分の患者の資格確認をまとめて行うための一括照会機能を追加するために必要なレセコンの改修）については補助の対象となりますので、内訳書には、補助対象となる部分とそれ以外の部分に分けて記載いただくようにベンダーに依頼してください。</p>
<p><b>Q. オンライン資格確認システムの導入において補助の対象となるレセコン改修の具体的な内容はどのようなものになりますか。</b></p>	<p>A. レセコン改修においては、オンライン資格確認システムから資格確認端末を経由して資格情報を連携(要求・取り込み)する基本的な機能のほか、医療機関等職員の資格登録・確認事務の利便性が大きく向上する機能が求められます。職員の利便性向上に資する機能としては、具体的な例として、下記の機能が挙げられます。</p>
<p><b>Q. 医療機関等を新規開設するための準備段階の状況なのですが、オンライン資格確認を導入するため補助金の交付を申請できますか。</b></p>	<p>A. オンライン資格確認関係の補助金等の申請には、保険医療機関等に割り振られる医療機関等コードなどが必要です。新規開設の準備段階でまだ医療機関等コードが割り振られていない場合はお手数ですが、個別に支払基金までお問い合わせください。</p>
<p><b>Q. 実施要領第2の1(2)について、交付対象範囲の詳細を教えてください。【</b></p>	<p>A. オンライン資格確認の導入、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧に必要なマイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、ネットワーク環境の整備、レセプトコンピューター（以下「レセコン」という）等の既存システムの改修等に係る費用が対象となります。詳細は、以下のとおりです。</p>
<p><b>Q. オンライン資格確認に併せ、未実施のレセプトオンライン請求の回線環境を導入した場合は、補助金の対象となりますか。</b></p>	<p>A. オンライン資格確認に必要な通信回線であるため、補助金の対象となります。オンライン資格確認を実施せず、レセプトオンライン請求のためだけに回線環境を導入する場合は、補助金の対象外となります。</p>
<p><b>Q. レセプトオンライン請求実施のための医療機関等への支援費用(指導料、端末のセットアップ、接続確認等)は、補助金の対象となりますか。</b></p>	<p>A. オンライン資格確認は、レセプトオンライン請求<sup>※</sup>の通信回線を利用する必要があります。このため、レセプトオンライン請求の医療機関等への支援(指導料、端末のセットアップ、接続確認等)について、オンライン資格確認導入の支援と併せて実施された場合は、補助金の対象となります。なお、補助金申請後に支援が実施された場合は、補助金の対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>※ レセプトオンライン請求を開始するためには、別途レセプトオンライン請求の利用申請及び当該セットアップが必要となります。</p>

補助金対象一覧

項目	内容
資格確認端末関係 (厚生労働省が示す仕様書の基準を満たした製品に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格確認端末 (Windows10 IoT Enterprise LTSC、その他オンライン資格確認の稼働が可能なものに限る) の購入費</li> <li>・ ネットワークインターフェースカード (NIC) の購入費</li> </ul>
顔認証付きカードリーダーの関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汎用カードリーダーを顔認証付きカードリーダーの予備として整備する場合の購入費 (顔認証付きカードリーダーを導入せずに汎用カードリーダーのみを購入する場合は対象外)</li> <li>・ 現物提供の対象台数を超過して購入する顔認証付きカードリーダー (診療所が購入する2台目等) の購入費</li> <li>・ 既存機器 (再来受付機等) に顔認証機能を付加するための改修費</li> </ul>
ネットワーク設定作業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットワーク設定作業等に係る費用 (院内ネットワークの設定に伴う作業人件費及び院外ネットワークに新規でオンライン請求回線を導入する場合の初期費用を含む。)</li> <li>・ オンライン請求回線の帯域増強に係る経費 (契約変更に係る初期費用)</li> </ul>
院内のネットワーク関連機器	ルーター、スイッチングハブ、LANケーブル、ファイアウォール機器等の購入費
電子証明書関係	オンライン資格確認用クライアント証明書の取得費
レセコン等の既存システムの改修に係るパッケージソフトの購入及び導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン資格確認等対応版の購入又はバージョンアップに係る経費 (標準的な機能改善・セキュリティパッチ等の費用を含む)</li> <li>・ 導入費 (当該導入に付随する施設職員の指導等及び全体テストに係る経費を含む)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院及び診療所にて、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための電子カルテ等の改修に係る経費</li> <li>・ 薬局にて、薬剤情報の閲覧のための調剤システム等の改修に係る経費</li> <li>・ 保険医療機関等にて、施設職員へのオンライン資格確認等の導入に関する指導に係る経費</li> <li>・ 再来受付機については、オンライン資格確認等の導入のために改修する経費 (当該改修に付随する施設職員の指導料等、顔認証のデバイス及びアプリケーションの導入に係る経費等)</li> </ul>